

## ○笛吹市子育て世帯住宅取得補助金交付要綱

平成30年3月26日

告示第30号

(趣旨)

第1条 この要綱は、移住及び定住の推進に資するため、新たに住宅の取得を行う子育て世帯に対し、予算の範囲内において笛吹市子育て世帯住宅取得補助金(以下「補助金」という。)を交付するものとし、その交付については、笛吹市補助金等交付規則(平成16年笛吹市規則第47号)に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 定住 10年以上住むことを前提に市内に住所を有し、住民基本台帳法(昭和42年法律第81号)に基づく本市の住民基本台帳に登録され、かつ、当該住所を生活の本拠とすることをいう。
- (2) 住宅 市内に建築された一戸建てであり、台所、便所、浴室及び居室を有し、自己の居住の用に供する建造物をいう。ただし、別荘等の一時的に使用するもの及び賃貸、販売等の営利を目的とするものを除く。
- (3) 子育て世帯 次に掲げるいずれかに該当する世帯をいう。
  - ア 補助金の交付を受けようとする年度(以下「交付決定年度」という。)において、18歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある子を養育している世帯
  - イ 本人又は同居する配偶者が妊娠中の世帯
- (4) 取得 自らの居住の用に供するために住宅を新築又は購入することを行い、贈与又は相続によるものを除く。

(補助対象者)

第3条 補助金の交付を受けることができる者(以下「補助対象者」という。)は、申請日において、次のいずれにも該当する者とする。

- (1) 補助金の交付の対象となる住居が市内に位置し、かつ、第7条の規定による申請を行う日において夫婦の双方又は一方が当該住居を住民票の住所としている子育て世帯
- (2) 申請する住宅に定住又は10年以上継続して居住することを予定している世帯
- (3) 申請する住宅の属する地域の行政区に加入し、又は加入することを予定している世帯

- (4) 市税を滞納していない世帯。この場合において、転入者にあつては、転入前の住居地において市区町村税を滞納していない世帯とする。
- (5) 補助対象者及びその世帯員が笛吹市暴力団排除条例(平成24年笛吹市条例第1号)第2条第3号に規定する暴力団員等又は暴力団員等と社会的に非難されるべき関係を有する者でないこと。
- (6) 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律(昭和23年法律第122号)第2条に定める風俗営業(専ら飲食を主体とする食堂、レストラン等の営業を除く。)、性風俗関連特殊営業又は接客業務受託営業の事業者でないこと。
- (7) 法令等に違反する活動や事業及びそのおそれのある活動を行う者でないこと。
- (8) 公序良俗に反する活動及びそのおそれのある活動を行う者でないこと。
- (9) 補助金の交付の対象となる住居について、笛吹市子育て世帯住宅取得支援事業補助金交付要綱(令和7年笛吹市告示第126号)に基づく補助金を受けていないこと。

(交付対象住宅等)

第4条 補助金の交付対象となる住宅(以下「交付対象住宅」という。)は、市内に建築された住宅で、次に掲げる全てに該当する住宅とする。ただし、国又は地方公共団体等から補償を受けて、新築、購入する住宅は除くものとする。

- (1) 不動産登記において、補助対象者が所有権を有する住宅又は共有財産であつて補助対象者が持分を有する住宅
- (2) 居住用部分の延べ床面積が50平方メートル以上である住宅

(補助対象経費)

第5条 補助金の補助対象経費は、子育てを機に住居を取得するために要した経費のうち交付決定年度内に支出したものとする。

(補助金の額等)

第6条 補助金の額は、補助対象経費の全額(その額に1,000円未満の端数があるときは、これを切り捨てた額)とし、30万円を上限とする。

- 2 補助金の交付は、同一世帯・住宅に対し、1回に限るものとする。
- 3 市は、毎年度の財政状況を考慮し、事業の目的達成のため、予算の範囲内で補助金を交付する。

(交付申請)

第7条 補助金の交付を受けようとする者(以下「申請者」という。)は、交付決定年度の末日までに、子育て世帯住宅取得補助金交付申請書(様式第1号。以下「申請書」という。)に次に掲げる書類を添えて、市長に提出しなければな

らない。

- (1) 住宅の請負契約書の写し又はこれに相当するもの(新築の場合に限る。)
  - (2) 住宅の売買契約書の写し(購入の場合に限る。)
  - (3) 工事請負代金又は売買代金の支払いが確認できる書類の写し
  - (4) 交付対象住宅の土地及び建物の表示に関する不動産登記法(平成16年法律第123号)第119条の規定による登記事項証明書
  - (5) 写真(着工前、工事中及び完成)
  - (6) 建築基準法第7条第5項の規定による検査済証の写し(新築住宅、建売住宅において、建築基準法第6条第1項の規定に基づき届出を行った住宅に限る。)
  - (7) 母子手帳の写し(第2条第6号イに該当する場合に限る。)
  - (8) 定住誓約書兼行政区加入誓約書(様式第2号)
  - (9) 市税の滞納がないことが分かる書類(納税証明書等)
  - (10) その他市長が必要と認める書類
- (交付決定)

第8条 市長は、前条に規定する申請書を受けたときは、その内容を審査し、補助金を交付すべきものと認めるときは子育て世帯住宅取得補助金交付決定通知書(様式第3号。以下「交付決定通知書」という。)により、補助金を交付すべきではないと認めるときは子育て世帯住宅取得補助金不交付決定通知書(様式第4号)によりその理由を付して、申請者に通知するものとする。

2 市長は、前項の規定による交付決定通知書に、次に掲げる条件を付することができる。

- (1) 補助金の交付を受けた日から10年を経過するまで、交付対象住宅をこの補助金の交付の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け、担保に供し、又は廃棄してはならないこと。
  - (2) 夫婦の双方又は一方が、補助金の交付を受けた日から10年を超えて市内に定住すること。
  - (3) 交付対象住宅の属する地域の行政区に加入すること。
- (補助金の交付申請の変更等)

第9条 交付決定通知書を受けた者(以下「交付決定者」という。)は、補助金の交付決定を受けた内容を変更するときは、子育て世帯住宅取得補助金変更承認申請書(様式第5号)に第7条各号に掲げる書類のうち当該変更に係る書類を添えて速やかに市長に提出し、その承認を受けなければならない。

2 市長は、前項の規定による承認申請書の提出があったときは、その内容を審査し、適当と認めるときは子育て世帯住宅取得補助金変更承認通知書(様式第

6号)により、不相当と認めるときは子育て世帯住宅取得補助金変更不承認通知書(様式第7号)によりその理由を付して、承認申請のあった者に通知するものとする。

(補助金の請求等)

第10条 交付決定者は、速やかに子育て世帯住宅取得補助金請求書(様式第8号)を市長に提出しなければならない。

2 市長は、前項の規定による請求書の提出があったときは、請求のあった者に補助金を交付するものとする。

(補助金の交付決定の取消し等)

第11条 市長は、交付決定者が次の各号のいずれかに該当するときは、補助金の交付決定の全部又は一部を取り消すことができる。

(1) 偽りその他不正の手段により補助金の交付の決定を受けたとき。

(2) この要綱の規定に違反したとき。

(3) 前2号に掲げるもののほか、市長が補助金を交付することが適当でない  
と認めたとき。

2 市長は、前項の規定により補助金の交付決定の全部又は一部を取り消したときは、子育て世帯住宅取得補助金交付決定取消通知書(様式第9号)により、交付決定者に通知するものとする。

3 市長は、第1項の規定により補助金の交付決定の全部又は一部を取り消した場合において、既に交付した補助金があるときは、子育て世帯住宅取得補助金返還命令書(様式第10号)により、補助金の全部又は一部の返還を命ずるものとする。

(住宅の管理)

第12条 当該補助事業により取得した住宅は、補助事業完了後においても善良な管理者の注意をもって管理するとともに、その効果的な運用を図らなければならない。

(報告及び調査)

第13条 市長は、必要があると認めるときは、交付決定者に対し報告を求め、又は関係職員を派遣して現地調査等を行わせることができる。

(その他)

第14条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、平成30年4月1日から施行する。

(この要綱の失効)

- 2 この要綱は、令和9年3月31日限り、その効力を失う。ただし、同日までになされた補助金の交付その他の手続については、同日後もなおその効力を有する。

附 則(平成31年3月8日告示第54号)

この要綱は、平成31年4月1日から施行する。

附 則(令和3年2月5日告示第13号)

この要綱は、公布の日から施行する。

附 則(令和4年3月31日告示第126号)

この要綱は、令和4年4月1日から施行する。

附 則(令和5年3月27日告示第54号)

(施行期日)

- 1 この要綱は、令和5年4月1日から施行する。  
(経過措置)
- 2 この要綱による改正後の笛吹市子育て世帯住宅取得補助金交付要綱の規定は、令和5年4月1日以降に取得した住宅について適用し、同日前に取得した住宅については、なお従前の例による。

附 則(令和6年3月29日告示第57号)

この要綱は、令和6年4月1日から施行する。ただし、第5条中笛吹市飼い犬及び飼い猫の不妊・去勢手術補助金交付要綱附則第4項の改正規定、第14条中笛吹市芦川地区農林業振興特別対策事業費補助金交付要綱附則第2項の改正規定、第26条中笛吹市子育て世帯住宅取得補助金交付要綱附則第2項の改正規定、第27条中笛吹市狩猟者確保対策事業補助金交付要綱附則第2項の改正規定、第31条中笛吹市骨髓移植ドナー助成金交付要綱附則第2項の改正規定、第32条中笛吹市有害鳥獣被害防止電気柵等設置費補助金交付要綱附則第2項の改正規定及び第35条中笛吹市放課後児童健全育成事業費補助金交付要綱附則第2項の改正規定は、公布の日から施行する。

附 則(令和7年7月2日告示第129号)

(施行期日等)

- 1 この要綱は、公布の日から施行し、この要綱による改正後の第6条第1項の規定は、令和7年4月1日から適用する。  
(経過措置)
- 2 この要綱による改正後の笛吹市子育て世帯住宅取得補助金交付要綱の規定は、令和7年4月1日以後に取得した住宅について適用し、同日前に取得した住宅については、なお従前の例による。